

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年7月9日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 竹下 精一	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

13番 西川 秀文 20番 竹下 精一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中22名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 本日は大変皆さん方ご多用の中、総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先週は大雨により西日本各地で大変大きな被害が発生しております。被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

また、今日からは梅雨が明けまして、また、天候も猛暑が続くというふうになっておりますが、皆様方にも日射病にならないように、健康に気をつけていただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、1号議案から12号議案まであるわけでございますが、本日の総会がスムーズにできますよう、皆様のご協力

をよろしく願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には8番の角居登委員と、9番の田上泰則委員を、書記に事務局の前出剛主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定により許可申請など、全部で12件でございます。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、45件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は経営拡張のため、所有権移転される申請です。譲受人は、水稲、大豆をつくられる専業農家で、許可後は大豆、麦を作付される計画です。

以上、1件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

2 番から 4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

4 番も経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上、3 件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 2 番から 4 番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5 番。

15 番 上妻孝市委員

15 番委員、上妻です。

5 番、6 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5 番、6 番は関連で、新規就農のための賃貸借権設定の申請です。申請者には、さきの地区委員会に出席を願ひ営農計画について聞き取り調査を行いました。何ら問題がないとの調査結果でした。申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上 2 件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございました。
この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

7番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は新規就農のための使用賃借権設定の申請です。借り人は、許可後は水稲を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画を聞き取りいたしました。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。

8番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は、許可後水稲を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。

9番と10番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

11番は、子への贈与のための所有権移転の許可申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲、露地野菜を作付される計画です。

12番と13番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、8件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びジャガイモを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

16番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている専業農家で、遺贈により農地の所有権を移転する申請です。許可後は水稻をつくられる計画です。

17番は、弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び粟を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、15番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

22番 木村憲正委員

22番、木村です。

18番、19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人は夫婦で、水稻、麦、トマトを作付されており、許可後はトマトをつくられる計画です。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、18番、19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、20番から22番ですが、申請人が議席番号2番の福原委員本人となっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。福原委員には20番から22番の審議終了まで、議場から退室いただきます。
福原委員、よろしくお願いいたします。

(福原委員 退室)

議長 　　それでは20番から22番について、地元委員の報告をお願いいたします。

22番 木村憲正委員

続きまして、20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番から22番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、キュウリを作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、地元より20番から22番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、福原委員に入室をお願いします。

(福原委員 入室)

議 長 続きまして、23番、よろしく願いいたします。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

23番から32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

24番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

25番は、いところへ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後はサトイモをつくられる計画です。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ウリ、柿、タケノコを作成されており、許可後はタケノコをつくられる計画です。

27番から28番は、後の30番から32番とも関連で、営農型太陽光発電設備設置に伴う、各農地に経営拡張のための使用貸借権設定する申請です。借り人は水稻、施設園芸、葉野菜を作付されており、許可後はミョウガをつくられる計画です。

30番から32番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置に伴う空間貸借権設定の申請です。これは太陽光発電設備設置者と営農者が異なったとき、設置者は耕地部分を利用することから、3条許可が必要とされるためです。

以上、10件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、23番から32番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、33番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

33番から38番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は兼業農家で、許可後はニンジンをつくられる計画です。

34番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカ、トマト等を生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

35番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

36番は、耕作の便宜上のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

37番と38番は関連です。代替地取得のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、タケノコを生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる予定です。

以上6件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、33番から38番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、39番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

39番から45番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

39番は、後継者への経営移譲のための使用貸借による権利設定の申請であります。申請人は、水稻とスイカを生産する専業農家で、許可後も水稻とスイカを作付する予定であります。

40番、41番は関連です。独立就農のため使用貸借と賃貸借による権利設定申請であります。許可後はカボチャ、ブロッコリー、ソルゴーを作付する予定であります。

42番、43番は関連です。経営拡張のための所有権移転による権利移転申請であります。申請人はミカンを生産する専業農家で、許可後はミカンを作付する予定であります。

44番は、経営拡張のための所有権移転による権利移転申請です。申請人は水稻、アスパラ、スイカを生産する専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

45番は、経営拡張のための賃貸借による権利設定申請であります。申請人は米とトマトを生産する専業農家で、許可後はトマトを作付けする予定であります。

以上7件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、39番から45番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的）の6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番から6番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番から6番は、北区楠6丁目の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は、平成30年7月10日から平成30年7

月17日までです。1番は、合志市在住で、ピーマン、露地野菜を作付される兼業農家で、ピーマンを作付される予定です。

2番は、西区在住で、水稻、果樹、カボチャ等を栽培される兼業農家で、果樹を作付される予定です。

3番は、南区在住で、水稻、露地野菜を栽培される専業農家で、ニンジンを作付される予定です。

4番は、北区在住で、水稻、施設野菜、露地野菜を栽培される専業農家で、カブを作付される予定です。

5番は、北区在住で、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、柿を作付される予定です。

6番は、北区在住で、ゴボウ、大根を栽培される専業農家で、ゴボウ、大根を作付される予定です。

以上6件、さきの地区委員会において聞き取り調査を行い協議した結果、農地法第3条の2項の各号に該当しておらず、買い受け者として適格であることを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

　　なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に農業委員会へ農地法第3条の許可申請を提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第3号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。

　　地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、親子間で使用貸借権を設定され、個人住宅建築のため転用申請された案件で、平成29年11月8日に承認済みとなっておりますが、開発許可申請において承認を受けた農地と隣地の間に農地が残っており、有効利用するよう指導があり、宅地拡張として転用面積293㎡から298.92㎡へ事業計画変更承認申請をされるものです。同時に追加転用面積5.92㎡の農地に対して、第5条の転用申請が提出されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、所有者が駐車場に転用し、隣接運送会社に駐車場として貸すための申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して転用される場合の不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地も検討済みです。

土地利用計画は、隣接運送会社の車両駐車場にするため、トラック9

台、普通車10台の計19台分の駐車場として砕石を敷いて整備される計画です。転用面積としては妥当なもの判断されます。

資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。

工事完了は平成30年9月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

2番、3番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、4条3番の法面、排水路、5条27番の個人住宅への転用申請に伴い、その進入用道路として利用するための転用申請です。

農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、住宅等への進入用道路として利用、217㎡で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等の問題はありません。

工事期間は、許可後速やかに着工され、平成30年9月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

3番は、4条2番の道路、5条27番の個人住宅への転用申請に伴い、法面及び排水路を設ける転用申請です。

農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積352㎡に排水路の設置及び法面として維

持管理するもので、適正なもの判断いたしました。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。

工事期間は許可後速やかに着工され、平成30年9月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、農業用倉庫建設のための転用申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の用途区分の変更に基づく申請であり、農用地利用計画に指定された用途に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、955㎡のうち698.18㎡に農業用倉庫を建設されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画及び排水計画、被害防除においても問題ありません。工事期間は、平成30年10月31日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着工されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

5番、6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。

土地利用計画は、他地目204.43㎡を合わせた総事業面積418.43㎡に、個人住宅1棟、建築面積113.44㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除等の問題もありません。工事計画は、平成30年8月20日から平成31年8月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

申請地には平成24年の都市計画法施行前から住宅が建築されていた経緯があり、今回はその建てかえのため、開発許可を要しないことが確認されております。

なお、許可を得ず建築物が建築されていたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

6番は、個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。

代替地についても検討されております。

土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積97㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。

なお、申請地には既に個人住宅が建築されており、熊本地震にて倒壊した以前の建物は平成24年の都市計画法施行前から住宅が建築されていた経緯があり、今回はその建てかえのため、開発許可を要しないことが確認されております。

なお、許可を得ず建築物が建築されたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、52件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から16番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から14番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転により宅地分譲するための転用申請です。

なお、この案件は平成30年4月25日に開発と農転の同時許可を受けておりますが、譲受人が変わるため、許可書を返納され、新規に5条申請をされるものです。

農地区分は市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地も検討済みです。

造成工事のみの転用申請は原則不許可ですが、都市計画法第12条の5第1項に基づく地区計画の指定を受けた場合は、不許可の例外として認められております。今回の申請では既に地区計画決定を受けている案件をそのまま引き継ぐもので、不許可の例外規定に該当するものです。

土地利用計画は、造成工事を行い、宅地分譲58区画ほか、公園、調整池を整備される計画で、転用面積は妥当と判断されます。

資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、土地改良区からの意見書も添付され問題なしとのことです。

工事完了は平成32年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

開発許可は許可済みの計画内容をそのまま引き継ぐことで、承認を受ける協議がされております。

15番は、コンクリートの製造販売を行う法人が所有権移転により資材置き場にするための転用申請です。

農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。なお、代替地も検討済みです。

土地利用計画は資材置き場として山砂置場、碎石置場、車両置場を計画されており、転用面積は妥当と判断されます。

資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、土地改良区からの意見書の添付があり、差し支えないとのこと。

工事完了は平成30年11月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

16番は、不動産業を営む法人が所有権移転により公衆用道路にするための転用申請です。

農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は申請地東側に建物計画があり、総事業面積4,792.97㎡のうち、農地3.18㎡を道路の隅切り部分として公衆用道路にされる計画で、転用面積としては妥当と判断されます。

資金計画と証明、排水計画、隣接地調整、被害防除については問題ありません。

工事完了は平成30年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発道路のため、開発許可と同時許可となります。

以上、16件につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、1番から16番について地元委員の報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。または1番から14番の関連案件については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、17番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

17番、18番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、譲受人が所有権移転により、個人住宅及び公衆用道路に転用するための申請です。

農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地の検討済みです。

土地利用計画は、個人住宅としての木造2階建て住宅1棟、66.09㎡及び公衆用道路部分23.56㎡を計画されており、転用面積としては妥当なものと判断されます。

資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。

工事完了は平成32年5月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

開発許可は以前とられております。

18番は、所有権移転により建売住宅を建築するための転用申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して転用される場合の不許可の例外に該当するものと判断されます。

代替地も検討済みです。

土地利用計画は、建売住宅13棟を計画され、転用面積は妥当であると判断されます。

資金計画と証明、給排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。

工事完了は平成31年12月25日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

申請地は集落内開発制度指定区域にあり、開発許可を事前協議中です。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、17番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、18番については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、19番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

19番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、個人住宅を建築される申請で、所有権移転されるものです。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積310㎡に個人住宅1棟2階建て、建築面積72㎡の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

ただ、現在雑種地の状況となっているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。

工事期間は、平成30年7月20日から平成30年12月30日までを予定されています。

20番は、親子間で使用貸借権を設定し、宅地拡張するための転用申請です。

本案件は2号議案で事業計画変更承認申請がされたもので、追加転用面積5.92㎡の農地に対して転用申請されるものです。

農地区分は、10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

工事期間は、平成30年8月20日から平成30年9月30日までを予定されております。

21番は、個人住宅を建設される申請で、所有権移転されるものです。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建設されるものに該当すると

判断しました。

土地利用計画は、転用面積463㎡に個人住宅1棟2階建て、建築面積71㎡の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、平成30年9月1日から平成30年12月1日までを予定されております。

22番、24番は関連で、建築工事業及びその請負などを営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。

農地区分は市街地化が見込まれる区域で、市街地区区域などに近接した10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は転用面積2,039㎡に、建売住宅7棟の建築及び新設道路などの設備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は平成30年9月1日から平成32年3月31日までを予定されています。

25番は、保育所を営む法人が賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。

土地利用計画は既存施設面積1,183㎡で、転用面積432㎡に18台分の駐車場として利用される適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事期間は平成30年8月1日から平成30年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

26番は、土木工事などを営む法人が賃借権を設定し、資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりど営農条件から甲種農地と判断されます。

甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。

土地利用計画は既存施設面積4,051㎡で、今回の申請面積は2,050㎡の資材置き場の設備で、転用面積としては適正な面積と判断さ

れます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事期間は平成30年8月1日から平成30年9月30日までを予定されております。

以上8件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、19番から26番まで地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

27番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

27番は、個人住宅への建設のための所有権移転の申請です。

申請者は現在、福岡県大牟田市にお住まいですが、有明海が一望できる景観豊かな申請地に移住を希望されました。

農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積482㎡に、個人住宅1棟、25㎡の建設で、適正なものと判断いたしました。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はございません。

工事期間は平成30年9月中旬より平成31年3月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、27番について地元委員より報告がございましたが、こ

の件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、28番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

28番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、駐車場のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化地の傾向の著しい地域で、上下水道2管の通った沿道で500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は転用面積990㎡に申請地に隣接する総合病院の職員用の駐車場40台分で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は平成30年7月15日から平成30年8月15日までの予定で、許可後、速やかに工事に着工されることを確認しております。

29番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。

代替地検討もされております。

土地利用計画は、他地目165㎡と合わせて291㎡に個人住宅1棟建設予定で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は平成30年8月20日から平成31年8月20日までの予定で、許可後速やかに着工されることを確認しております。

30番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断され、代替地についても検討されております。

第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は事業面積351㎡に、個人住宅1棟建設予定で妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は許可日から平成31年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。

土地利用計画は事業面積247㎡に、個人住宅1棟建設予定で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は平成30年7月30日から平成31年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可の基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、28番から31番まで、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、32番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

32番及び33番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、親子間で使用貸借権を設定し、太陽光発電設備建設のための転用許可申請です。

農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内的の農地で、第2種農

地と判断されます。

また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積893㎡に太陽光パネル300枚、発電容量81kWで妥当な面積と思われます。九州電力から工事費負担金の請求書の写しと、関係資料の添付もされております。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

工事計画は、平成30年7月20日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

33番は、所有権移転による個人住宅への転用申請です。

農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で、第2種農地と判断されます。

また、代替地についても検討されております。

土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積495㎡のうち、転用面積257㎡に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事計画は、平成30年8月20日から平成31年8月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、32番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

34番から35番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

34番は、所有権移転による個人住宅、水路、公衆用道路のための

転用許可申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。

代替地については検討されています。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積502.24㎡のうち、転用面積492.48㎡に個人住宅及び水路、公衆用道路を整備される計画で、水路につきましては安定勾配確保の法面部分、公衆用道路につきましては道路中心後退部分であり、いずれも申請地の形状確保面から転用目的となり、妥当な面積と思われます。

なお、水路、公衆用道路については許可後、市へ寄附される予定で、関係課と協議済みとのことです。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。

工事期間は平成30年8月15日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

35番は所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。

代替地については検討されています。

土地利用計画は他地目を含む総事業面積441.21㎡のうち、転用面積174㎡に個人住宅1棟を建設する計画で、妥当な面積と思われます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。

工事期間は平成30年8月1日から平成31年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま34番から35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、36番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

36番から40番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

36番は所有権移転によるグループホームへの転用許可申請です。
農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地については検討されております。

土地利用計画は認知症対応型老人共同生活援助事業所1棟、建築面積488.25㎡、駐車場30台分などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、市高齢介護福祉課から今回の事業に関する採択通知がなされ、その写しが添付されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。

工事計画は平成30年8月1日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手することを確認しています。

37番は使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。

1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。

代替地については検討されております。

土地利用計画は個人住宅1棟、建築面積98.75㎡で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意等、問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。

工事計画は平成30年8月1日から平成31年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手することを確認しています。

38番から40番は関連で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備のための一時転用の許可申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は太陽光パネル1,212枚、パネルの高さ2.2mから3.8m、遮光率71.7%、発電能力363.6kWで支柱部分等にあたる転用面積は1.24㎡です。営農者は別途、農地法第3条による土地所有者と契約した法人で、太陽光発電施設の下部面積は2,460㎡となりますが、下部においては、ミョウガを作付けされる計画で、営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、九州電力との接続に関する証明書、また知見を有する者の意見書も添付されております。

ただ、下部で営農する担い手となる法人によるミョウガ作付けが、農業経営改善計画になく、農林水産省通知に照らし、一時転用期間は3年が妥当判断しました。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等、問題ありません。

工事計画は平成30年8月6日から12月20日の予定で、許可後、速やかに着手することを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、36番から40番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、38番から40番の関連案件については、営農型太陽光発電設備の転用申請のため、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、41番、お願いたします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

41番から47番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4 1 番は使用貸借権を設定して個人住宅 1 棟を建築するための転用申請です。

農地区分は 1 0 h a 未満の生産性の低い小集団の農地で、第 2 種農地と判断されます。

熊本地震による被害を受け、既存の建物を取り壊し、新たに自宅を新築する計画です。

土地利用計画は木造平屋建て個人住宅 1 棟で、転用面積としては適当と思われます。

代替地の検討もなされています。

雨水は雨水浸透枡を設置し、地下浸透させ、オーバー分は道路側側溝へ接続される計画です。

隣接農地との調整がなされており、周辺農地への被害防除等、問題ないものと思われます。

事業計画書、資金証明等、必要書類も添付されています。

また、農地法を知らず、農地のまま建設物を建てたもので始末書が添付されています。

工期は平成 3 0 年 1 1 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

都市計画法に基づく法施行前建築物の建てかえのため、許可不要となっています。

4 2 番と 4 3 番は関連です。法人が所有権権移転を設定し、建売住宅 1 5 棟、道路、防火水槽を建築するための転用申請です。

農地区分は 4 2 番の 7 5 7 番地は第 3 種農地の区域に近接する区域で市街地化が見込まれる区域にあるので、第 2 種農地と判断され、4 2 番の 7 6 1 - 2 番地及び 4 3 番の農地は市街地化が著しい区域にある農地で、上水道、下水道の 2 管が埋設される道路の沿道にあり、5 0 0 m 以内に北部まちづくりセンターと北部幼稚園があるので、第 3 種農地と判断されます。

土地利用計画は建売住宅 1 5 棟、道路、防火水槽で、転用面積としては適当と思われます。

代替地の検討もなされています。

雨水は浸透枡を設置し、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。生活雑排水や汚水は公共下水道へ接続されます。近隣農地とも調整済みで、周辺農地への被害防除等、問題ないものと思われます。

事業計画書、資金証明等、必要書類も添付されています。

工期は平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 1 2 月 3 1 日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

集落内開発制度指定区域で開発許可が必要ですが、開発とも事前協議済みです。

44番、45番、46番は競売結果報告です。47番は譲受人が使用貸借権を設定し、個人住宅1棟を建設するための転用申請です。

農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は木造2階建て個人住宅1棟で、転用面積としては適当と思われます。

代替地の検討もなされています。

雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。生活雑排水や汚水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流されます。隣接農地との調整済みで、周辺農地への被害防除等、問題ないものと思われます。

事業計画書、資金証明等、必要書類も添付されています。

工期は平成31年12月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

集落内開発制度指定区域で、開発との事前協議済みです。

以上7件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より41番から47番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

42番、43番の関連案件及び44番については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、48番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

48番から52番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

48番は所有権移転による資材置き場建設のための申請でございま

す。

農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されず。申請人は建設業、運送業、採石業を営んでおります。

土地利用計画は、面積1,090㎡に、トラック用部品資材や土木資材、機械類等の置き場を建設される計画で、配置図等から転用面積は適当と思われず。

雨水は自然地下浸透させ、オーバー分は北側県道側溝と南側水路へ流す予定でございます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われず。代替地の検討もなされております。

事業計画、資金証明、排水同意等もそろっておりまして、工事は平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

49番は所有権移転による建売住宅建設のための転用申請でございます。

農地区分は住宅が連担している地域にある地域内の農地で、第3種農地と判断されます。

土地利用計画の総事業面積は他地目を含む908.65㎡で、うち農地の転用面積は673㎡でございます。木造平屋建て4棟と取りつけ道路等で、転用面積としては適当と思われず。

雨水は県道側溝へ、生活排水と汚水は合併浄化槽で処理し、県道側溝へ流す計画でございます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われず。

資金計画、事業計画、排水同意等もそろっておりまして、工事完了は平成30年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

開発許可は集落内開発制度指定区域内でございます。開発行為事前審査申請済みでございます。

50番は地上権設定による太陽光発電設備建設のための転用申請でございます。

農地区分は300m以内にインターチェンジの出入口があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は太陽光パネル288枚、49.9kWを設置される計画で、用水は浸透枡で浸透させる予定となっております。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われず。

事業計画、資金証明、排水等同意、九電負担金のお知らせ等もそろっておりまして、工事期間は許可後から平成30年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

す。

51番は使用貸借により個人住宅建設のための転用申請でございます。

農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は他地目を含む総事業面積406㎡のうち、農地転用面積は275㎡で、木造平屋建て161.88㎡と駐車場や庭などで、配置図等から転用面積は適当と判断されます。

雨水は地下浸透、生活排水は合併浄化槽を経て既存側溝へ流される予定となっております。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま

す。
なお、既に盛土と擁壁工事をしてしまっており、農地法に全く無知であったと深く反省し、今後二度とこのようなことがないように注意しますとの始末書が添付されております。

事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。

工事期間は許可後から平成31年3月31日までとなっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

開発許可は協議中であり、集落内開発制度指定区域となっております。

52番は所有権移転による太陽光発電設備建設のための転用申請でございます。

農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は太陽光パネル152枚、45.6kWと管理用道路を建設される計画となっております。計画図等から転用面積は妥当と判断されます。

雨水は自然地下浸透させる計画です。代替地の検討もなされております。

事業計画、資金証明、排水同意、九電負担金のお知らせ等もそろっております。土砂の流出、被害防除等も心配ないと思われま

す。
工期は許可後、速やかに着手し、平成30年12月31日までの予定となっております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、48番から52番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第6号議案、競売買受適格証明願（転用目的）の1
件でございます。
この願出につきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での
協議の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番について、北区楠6丁目の競売に関する転用目的での買受適格
証明願です。

入札期間は平成30年7月10日から平成30年7月17日までで
す。

農地区分は10ha以下の生産性の低い小集団の農地で、2種農地と
判断されます。願出人は土木工事を営まれております。

事業計画は周辺工事等建築材料や資材一時保管として転用される計
画です。さきの地区委員会において聞き取り調査を行い、事業計画、資
金計画など問題ないことを確認しております。

以上、協議した結果、買い受け者として適格であることを協議いたし
ました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件
につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり適格者であると決定いたします。
なお、願出人が最高価格買申出人となられた場合は、農業委員会へ農
地法第5条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証
明書の交付時と違ってないと会長が認めたときは、許可証を交付し
てよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長

異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第7号議案及び第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第7号議案、第8号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細32ページの1番から37ページの18番までの合計18件で、1番から4番までが公社からの売り渡し、5番から13番までが公社による買い取り、14番から18番までが相対による売買です。面積は18件合わせまして、田3万4,020㎡、畑2万9,339㎡の合計6万3,359㎡です。売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細38ページの19番から58ページの73番までで、貸手50名、借手41名の件数55件です。契約期間別では6年未満が39件、10年以上が16件で、面積は55件合わせまして、田16万502㎡、畑9,688㎡の合計17万190㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は果樹、水稻、施設野菜、露地野菜、工芸作物です。

次に、再設定分です。明細58ページの74番から61ページの86番までで、貸手13名、借手9名の件数13件です。契約期間別では6年未満が11件、10年以上が2件で、面積は13件合わせまして、田2万2,545㎡、畑1万3,747㎡の合計3万6,292㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、飼料作物です。

続きまして、第8号議案です。62ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細63ページの1番から131ページの119番までで、貸手119名の件数119件です。契約期間別では6年未満が45件、6年以上10年未満が1件、10年以上が73件で、面積は119件合わせまして、田42万4,430.01㎡、畑439㎡の合計42万4,869.01㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ていることが確認されております。

第7号議案及び第8号議案の説明につきましては以上です。

議 長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることでございます。

この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。

願出人は、これらの農地について水稻を作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明の交付について何ら問題ないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第10号議案、非農地証明願、1件でございます。地

元委員より報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地及び通路として利用していましたが、建てかえ計画に伴い、地目が農地であることが判明しました。

申請地の固定資産評価証明書により昭和20年には住宅が建築されていたことが証明されており、さらに近隣住民の書面に非農地であったことを証明しています。

このことから昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。先日の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討した結果、証明書交付について何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次に、第11号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について、そして第12号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程についてです。この2点につきましては関連ですので、事務局より続けて内容の説明をお願いします。

事務局 　　第11号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

こちらの資料をごらんいただきたいと思います。11号議案というふうを書いてある資料をお配りしております。こちら、改正理由としましては、6月の総会でお話をさせていただいたとおり、熊本市農地利用最適化推進専門委員会、熊本市農業振興専門委員会、熊本市農業者年金等専門委員会の設置に伴いまして、運営に関する規程の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、現在の第9条を第10条とし、第8条を9条とし、第7条を8条としまして、第6条の次に第7条に専門委員会の条文を追加するものでございます。

続きまして、第12号議案です。熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程についてでございます。これまで事務局規程の第1条に「運営に関する規程の第8条第2項に基づき」という条文がございましたが、このたびの運営に関する規程の改正により、第8条が第9条に改正となりますので、事務局規程の第1条の条文の「第8条」を「第9条」に改正するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご異議ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、議案どおり承認することに決定します。
続きまして、次第5の報告事項です。別冊の報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、報告事項になります。別冊の中段以降に黄色のカラー刷りのページがございます。それ以降が報告事項になっています。1番から11番までの合計193件の報告事項が上がっております。内容については割愛させていただきます。
以上でございます。

議長 　　次に、次第6のその他ですが、本日は2点でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、まず1点目なんですけど、お配りしております平成30年6月8日開催総会議案という資料をごらんいただきたいと思います。
こちらは先月6月の総会で承認いただきました29年度実績と30年度計画の抜粋でございます。先月の総会の時点で、この黄色の資料の中で、こちらの資料、黄色い冊子なんですけど、集計中と説明をいたしました項目の数字が出ましたので、お示ししております。
上のほうが黄色い冊子の17ページの29年度担い手への集積実績と達成状況です。実績は5, 200haとなっております。そして、

目標に対しての達成状況は103.7%でございます。下の部分が30年度の目標でございます。29年度の実績を考慮しまして、目標集積面積を5,500haとしております。委員の皆様をお願いなんです、先月このお配りしております黄色の表紙の資料、こちらの17ページと30ページのこの部分を、この大きい数字でお示ししているとおりに記入をしていただきますように、よろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

事務局

では、続きまして平成30年度熊本市農業委員会活動記録簿についてご説明いたします。この横書きの用紙でございます。

4月、5月、6月と活動記録簿をお配りいたしまして、これとは別の様式でございました。農業委員さん、最適化推進委員さん、それぞれに4月分、5月分、6月分と提出をいただいているところでございますが、丸と三角をつけるというふうになっておりまして、三角が半日で丸が1日ということで、なかなかその三角、半日もどうなんだろうとか、いろいろつけるのに悩まれる農業委員さん、最適化推進委員さんがおられまして、ちょっと使い勝手が悪いのではないかとということがございましたので、事務局のほうでちょっと改善をさせていただきますまして、こちらの様式になりました。裏に記載例なんかも書いてございますが、どうするかといいますと、まず日付と、あと上に1、2、3、4、5という番号がありますから、日付と番号だけ入れていただくような形になります。例えば出し手、受け手の利用調整とかになりましたら3番とか、担い手への集積・集約化が3ですね。3と書いていただければいいです。そういう感じで番号だけを入れていただくような形に様式のほうを変更いたしましたので、農業委員さんのほうから、また最適化推進委員さんのほうには書き方についてぜひ教えていただきたいなというふうに思います。

きょう、一番下に記録等の備考というのがあるんですが、これはすばらしい実績を上げられたと。例えば集積・集約につながるような誰々さんと誰々さんの利用権設定を結びましたとか、そういうのがあった場合は、ぜひこちらにその方のお名前とかを書いていただくと非常に優秀な実績ということで、また事例とか発表とか、そういった優良な事例ということでお願いすることもありますので、ぜひこちらのほうにもまた、すばらしい成果を上げられたときには、こちらにちょっと、簡単に結構ですので記入のほうをお願いいたします。

以上です。

議 長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定
によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ご
ざいませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。
よって本総会において議決された案件の整理については、これを議
長に委任することに決定いたしました。お疲れさまでございました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時36分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年7月9日

会 長 森 日出輝

署名委員 角 居 登

署名委員 田上 泰則

書 記 前 出 剛